



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会姫路支部

広報委員 大西竜浩

## 令和8年度税制改正のポイント 「少額減価償却資産」に係る損金算入の特例の見直し

中小企業者等の場合、取得価額30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を年間合計300万円まで、全額その期に費用計上できる「中小企業者等の少額減価償却資産の特例」が適用できていましたが、令和8年度税制改正で同特例の内容が見直されました。

※本稿は、「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）に基づいています。

### 対象となる少額減価償却資産の取得価額が「30万円未満」から「40万円未満」に引き上げ

中小企業者等を対象として設けられている「中小企業者等の少額減価償却資産の特例」。これまでは一定の要件の下、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得等したときに、年間合計300万円まで、その全額をその期に費用計上（即時償却）できていましたが、令和8年度税制改正において、4月1日から特例対象の少額減価償却資産の取得価額が、「30万円未満」から「40万円未満」に引き上げられました。加えて、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されました。ただし、年間合計額は「300万円まで」で従来と変わりません。また、本特例を適用できるのは「常時使用する従業員数400人以下」の中小企業者等とされ、これまでの「従業員数500人以下」から対象企業が縮小されました。この特例で処理した少額減価償却資産は、償却資産の申告をする必要があります。なお、令和8年度税制改正により、償却資産に係る免税点が「150万円」から「180万円」に引き上げられました（令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用）。

### 今年も「値上げの春」到来？ 事業用資産の価格はこまめにチェックを

令和8年4月現在、レアアースの調達は今後、困難になる可能性が指摘されています。レアアースは半導体や電子部品等に欠かせない素材で、パソコン、タブレット、スマートフォン、自動車、医療用機器等に幅広く使用されています。レアアースの不足が、これらの製品の値上げにつながる考えられます。

令和8年度税制改正により取得価額は引き上げられましたが、年間合計額は「300万円まで」のままのため、製品によっては、「これまで10個購入できたものが7～8個しか購入できない」ということも想定されます。

また、4月は多くの企業が新年度を迎え、事務機器の需要が高まる時期でもあるため、例年、価格変動が起きやすくなっています。「必要なときに手に入らない」という事態に陥る可能性も十分に考えられます。必要なときに必要な事業用資産を取得できるよう、こまめに価格をチェックしておくといいでしょう。

参考文献：「事務所通信2026年4月号」（TKC出版）

